

教 育 公 告

三重県教育委員会

四 次

規則	○ 現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則	教育総務課	1頁
訓令	○ 三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則	教職員課	2頁
公告	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教職員課	3頁
お知らせ	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	教職員課	5頁
	○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	5頁
	○ 現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則	福利・給与課	6頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	教職員課	10頁

規則

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県教育委員会規則第一号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(三重県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の職) 第二十八条 法令に特別の定めのあるもの及び前二条に規定するものを除き、事務局に次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるところとする。 一 二 (略)	(職員の職) 第二十八条 法令に特別の定めのあるもの及び前二条に規定するものを除き、事務局に次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるところとする。 一 二 (略) 四 主任技術員及び技術員 上司の命を受けて、担当業務を処理する。

(三重県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十二年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第五十一条 前条に規定するものほか、学校に必要に応じて次に掲げる職員を置く。 一 十一 (略)	第五十一条 前条に規定するものほか、学校に必要に応じて次に掲げる職員を置く。 一 十一 (略) 十二 学校教育技術員

（職員の職務）	（職員の職務）
第五十六条 職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。	第五十六条 職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。
一〇三（略）	一〇三（略）
十四〇十九 削除	十四 学校教育技術員は、学校環境及び施設の整備に関する技術・技能的作業その他の用務に従事する。
二十一・二十一（略）	十五 調理員は、学校における調理に関する業務に従事する。
	十六 介助員は、生徒等の介護に従事する。
	十七 海務員は、実習船において甲板部の業務に従事する。
	十八 機械操作手は、実習船において機関部の業務に従事する。
	十九 調理師は、実習船において調理に関する業務に従事する。
	二十・二十一（略）

（二）重県立美術館条例施行規則の一部改正

第三条 二重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年二重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職制及び職務権限）	（職制及び職務権限）
第三条 美術館に次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。 一〇五（略）	第三条 美術館に次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。 一〇五（略） 六 主任技術員及び技術員 上司の命を受けて担当業務を処理する。
2（略）	2（略）

（県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の廃止）

第四条 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則（昭和二十七年二重県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

二重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県教育委員会規則第一号

二重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部を改正する規則

二重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則（令和二年二重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(教育職員の業務量の適切な管理等)		(教育職員の業務量の適切な管理等)	
第二条 (略)		第二条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 2 県教育委員会は、法第五条の規定により読み替え て適用する地方公務員法（昭和二十二年法律第一百 六十一号）第五十八条第二項の規定により読み替え て適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九 号）第二十一条の四の規定により教育職員を労働さ せる場合には、当該教育職員についての前二項に規 定する上限の適用については、前二項中「四十五時 間」とあるのは「四十一時間」と、第一項中「三百 六十時間」とあるのは「三百五十時間」とする。		3 前二項に定めるものほか、教育職員の業務量の 適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために必要な事項については、県教育委員会が 別に定める。	
4 前二項に定めるものほか、教育職員の業務量の 適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために必要な事項については、県教育委員会が 別に定める。		4 前二項に定めるものほか、教育職員の業務量の 適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために必要な事項については、県教育委員会が 別に定める。	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県教育委員会
訓令

教委訓第1号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年1月25日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 個別決裁事項		別表第2 個別決裁事項	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 分限に 事務の 種類	事務 の 種類	2 分限に 事務の 種類	2 分限に 事務の 種類
3 1 地方公 務員法第 28条の規 定による 分限処分	3 1 地方公 務員法第 28条の規 定による 分限処分	3 1 地方公 務員法第 28条の規 定による 分限処分	3 1 地方公 務員法第 28条の規 定による 分限処分
4 主査の職、 主任の職及 び一般職員 (以下「一般 教職員課」)	4 主査の職、 主任の職及 び一般職員 (以下「一般 教職員課」)	4 主査の職、 主任の職及 び現業職員	4 主査の職、 主任の職及 び現業職員
5 ○	5 ○	5 ○	5 ○

		職員等職 という。)に係るもの														
		2 (略)	(略)													
3 ～ 6	(略)	(略)	(略)	(略)												
7	公立学校教職員の任免に関する事務	1 地方公務員法第6条の規定による県立学校教職員の任免 (この表の第10項第4号及び第15項第4号に掲げるものを除く。)	(1) (略)	(略)												
			(2)～ (4) (略)	(略)												
			2 (略)	(略)												
8 ～ 17	(略)	(略)	(略)	(略)												
18	一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する事務 (公立学校教職員に係るもののうち、県立学校教職員に係るものに限る。)	1 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例規定による勤務することを要しない時間の指定	(略)	(略)												
			(5)～(15) (略)	(略)												
			(5)～(15) (略)	(略)												

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教委訓第2号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年1月25日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第3項を次のように改める。

3 所属職員の服務、給与等 に関すること	1 校長、教頭及び事務長（以下「管理職員」という。）の時間外・休日勤務命令	<input type="radio"/>			※
	2 管理職員の旅行命令	<input type="radio"/>			※
	3 管理職員の休暇に関する承認	<input type="radio"/>			※
	4 管理職員の介護休暇の指定期間の指定	<input type="radio"/>			※
	5 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員（校長及び教頭を除く。以下「教育職員」という。）の時間外・休日勤務命令	<input type="radio"/>			※
	6 教育職員の旅行命令	<input type="radio"/>			※
	7 教育職員の休暇に関する承認		<input type="radio"/>		
	8 教育職員の介護休暇の指定期間の指定		<input type="radio"/>		
	9 教育職員の現職教育計画の策定		<input type="radio"/>		
	10 教頭及び教育職員の研修計画及び報告等の承認	<input type="radio"/>			※
	11 事務職員（事務長を除く。）、学校司書、非常勤職員（教育職員を除く。以下「事務職員等」という。）の時間外・休日勤務命令			<input type="radio"/>	
	12 事務職員等の旅行命令			<input type="radio"/>	
	13 事務職員等の休暇に関する承認			<input type="radio"/>	
	14 事務職員等の介護休暇の指定期間の指定			<input type="radio"/>	
	15 臨時の任用職員の任免に関する具申	<input type="radio"/>			
	16 非常勤職員の任免に関する具申	<input type="radio"/>			
	17 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱及び解嘱	<input type="radio"/>			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和4年1月25日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
鳥羽市立長岡中学校	令和4年3月31日	鳥羽市立鳥羽東中学校と統合するため

お 知 ひ ば

令和4年1月25日付け三重県公報第280号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例（令和二年三重県条例第四十八号）の施行に伴い、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第一号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則

（公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 条例第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会</p>	<p>第二条 条例第二十二条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その退職の後基準日までの間ににおいて次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会</p>

と協議して定める者を除く。)以外の職員となつたもの

イ (略)

口 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける職員並びに企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員

ハ ハ (略)
二 (略)

(公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則三重県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第二項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 第一号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この号において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)若しくは一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十年三重県条例第十号)第七条第五項第一号に規定する一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から人事交流等により引き続き</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十六条の二第二項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 第一号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用を受ける職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員</p>

給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員

八 (略)

第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けた職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員

八 (略)

(平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第二条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則 (平成二十七年三月三日)

重県人事委員会規則(第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給) <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の一以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年三重県条例第十号)第六条において「給与条例」という。)附則第十二項の規定の適用を受ける職員(以下「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百</p>	(平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給) <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の一以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年三重県条例第十号)附則第十二項の規定の適用を受ける職員(以下「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百</p>

分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。」を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

（平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準すると認める職員であつた者から人事交流等により引き続きたために給料表の適用を受ける職員（現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例（令和三年三重県条例第四十八号）第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。）となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 (略)

第四条の二 改正前の給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、その者の受ける給料月額（教職調整額を含む。以下

分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

（平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準すると認める職員であつた者から人事交流等により引き続きたために給料表の適用を受ける職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）以下「給与条例」という。）附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。）となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 (略)

第四条の二 給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、その者の受ける給料月額（教職調整額を含む。以下

含む。以下この条において同じ。)が切替日の前日に受けた給料額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から改正前の給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

この条において同じ。)が切替日の前日に受けた給料額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則の廃止)

第四条 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則(平成二十九年三重県人事委員会規則第七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則第二号 三重県教育委員会規則第二号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三重県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第七条の二 (略) <p>(一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第七条の二の二 条例第八条の二第三項第一号に定める教育職員は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると条例第八条第五項に規定する義務教育諸学校等の教育職員(以下この条及び次条において「教育職員」という。)の服務を監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)が認める者とする。この場合において、服務監督教育委員会は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。</p>	第七条の二 (略)
2 条例第八条の二第三項第一号の対象期間は、学校	

教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日の期間（以下この条において「長期休業期間等」という。）の一部又は全部を含む期間であつて、四月一日から翌年三月三十一日までの期間の範囲内で、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が必要と認める期間とする。

3 条例第八条の二第三項第三号の対象期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第八条の二第三項第五号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認められる期間とする。

5 条例第八条の二第三項第六号の特定期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

6 条例第八条の二第三項第七号の勤務日（勤務時間）を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間、うち条例第二条第一項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 前項本文の規定にかかわらず、服務監督教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

8 第六項ただし書の特別の事情がある場合において、服務監督教育委員会は、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において一週間に一日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができることとする。

9 服務監督教育委員会は、条例第八条の二第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短

時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間(割り振るものとする)。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうちに特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間

二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

10 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間(以下この条において「最初の期間」という。)を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日、土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

11 服務監督教育委員会は、前項の区分をし条例第八条の三第四項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間を乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうちに特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間

二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分

三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分

12 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合(同条第四項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。)には、適切な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

13 服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が二箇月を超える場合には、当該対象期間について一年当たり一百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が二箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む二箇月を超える期間

を対象期間として定めた場合（以下この項において「旧対象期間」という。）において、一日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一週間の勤務に割り振られた勤務時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について一年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から一日を減じた日数又は一百八十日のいずれか少ない日数とする。

14 | 服務監督教育委員会は、条例第八条の二第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、十時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振るものとし、五十二時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならぬ。

一 対象期間において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が二以下であること。

二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

第七条の二の二 条例第八条の四第一項の四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 | 2 条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。

3 | 3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

第七条の二の四 第七条の二の二及び前条に規定するもののほか、条例第八条の二及び条例第八条の四の規定に関し必要な事項は、服務監督教育委員会が別

に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことことができる。

発 行

津市広明町13番地 三重県教育委員会